

6. 植物検疫制度等

(1) 植物防疫法

ア 植物防疫法（抄）

昭和 25 年 5 月 4 日法律第 151 号

最終改正：平成 4 年 5 月 2 日法律 36 号

(輸入の制限)

第六条 輸入する植物（栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は指定物品（検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下この章において「検疫指定物品」という。）及びこれらの容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装については、この限りでない。

一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行われるもの

二 農林水産省令で定める国から輸入する植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの

2 農林水産省令で定める地域から発送された植物又は検疫指定物品で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物の栽培の過程で特定の検疫有害動植物が付着していないことその他の農林水産省令で定める基準に適合していることについてその輸出国で検査を行う必要があるものとして農林水産省令で定めるものについては、前項の規定によるほか、輸出国の政府機関によりその検査の結果当該基準に適合していることを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。この場合においては、同項ただし書（第一号を除く。）の規定を準用する。

3 植物、検疫指定物品及び次条第一項に規定する輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。

4 植物、検疫指定物品及び次条第一項に規定する輸入禁止品は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物（次項において「信書便物」という。）としては、輸入してはならない。

5 植物、検疫指定物品又は次条第一項に規定する輸入禁止品を小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は信書便物として受け取った者は、遅滞なく、その現品を添えて植物防疫所に届け出なければならない。

6 第一項本文又は第二項の農林水産省令を定める場合には、前条第二項の規定を準用する。

(輸入の禁止)

第七条 何人も、次に掲げる物（以下「輸入禁止品」という。）を輸入してはならない。ただし、

試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用（第九条第三項各号において「試験研究等用途」という。）に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの

二 検疫有害動植物

三 土又は土の付着する植物

四 前各号に掲げる物の容器包装

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に許可の申請をしなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の申請に係る輸入禁止品の輸入後においてこれを管理する施設が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、第一項ただし書の許可をしてはならない。

4 第一項ただし書の許可を受けた場合には、同項ただし書の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。

5 第一項ただし書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を付することができる。

6 農林水産大臣は、第一項ただし書の許可に係る第三項の施設が同項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は第一項ただし書の許可を受けた者が前項の規定により付された条件に違反したときは、当該第一項ただし書の許可を取り消し、又は当該輸入禁止品の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 第一項第一号の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

（輸入植物等の検査）

第八条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき、原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物（農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。第七項及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 前項の規定による検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。ただし、特別の事由があるときは、農林水産大臣が定める基準に適合するその他の場所のうち植物防疫官が指定する場所で行うことができる。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該

郵便物を開くことができる。

6 前項の規定による検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物又は検疫指定物品を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。

7 農林水産省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、検疫有害動植物があるかどうかを判定するためなお必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

8 植物防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つてきた者に対して、その携帯品（第一項又は第三項の規定による検査を受けた物を除く。）のうちに植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

（種苗の検査）

第十三条 農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物（以下「指定種苗」という。）を生産する者（以下「種苗生産者」という。）は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

※（告示）検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件

※（告示）種馬鈴しょ検疫規程

2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。

3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めたときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。

4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めたときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第五条の二〔検疫有害動植物〕第二項の規定を準用する。

（適用除外）

第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。

一 農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗

※（告示）検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件

二 都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従って自ら検査する指定種苗

三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

（植物等の移動の制限）

第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物又は指定物品で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行う検査の結果有害動物又は有害植物が付着していないと認め、又は農林水産省令で定める基準に従って消毒したと認める旨を示す表示を付したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の農林水産省令を定める場合には、第五条の二〔検疫有害動植物〕第二項の規定を準用する。

（植物等の移動の禁止）

第十六条の三 農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を、前項ただし書の場合には第七条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「輸入禁止品の輸入後」とあるのは「植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の移動後」と、同条第四項中「輸入しなれば」とあるのは「移動しなれば」と、同条第五項中「輸入の方法、輸入後の管理方法」とあるのは「移動の方法、移動後の管理方法」と、同条第六項中「輸入禁止品」とあるのは「植物、有害動物若しくは有害植物若しくは土及びこれらの容器包装」と読み替えるものとする。

（防除の内容）

第十八条 農林水産大臣は、第十七条第一項の規定による防除を行うため必要な限度において、次に掲げる命令をすることができる。

一 有害動物又は有害植物が付着し、又は付着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。

※（告示）イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令

※（告示）ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

二 有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物、土、農機具若しくは運搬用具その他の物品若しくはこれらの容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。

三 有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物若しくは土若しくはこれらの容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該有害動物若しくは有害植物又は当該植物若しくは土若しくはこれらの容器包装の消毒、除去、廃棄その他の必要な措置を命ずること。

四 有害動物又は有害植物が付着し、又は付着しているおそれがある農機具、運搬用具その他の物品又は倉庫その他の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒その他の必要な措置を命ずること。

2 第十七条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第二項又は前条第五項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、第十七条第二項の規定による告示をしないで、前項各号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物若しくはこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物若しくは土若しくはこれらの容器包装の消毒、除去、廃棄その他の必要な措置若しくは有害動物若しくは有害植物が付着し、若しくは付着しているおそれがある農機具、運搬用具その他の物品若しくは倉庫その他の施設の消毒その他の必要な措置をさせることができる。

イ 植物防疫法施行規則（抄）

昭和 25 年 6 月 30 日 農林省令第 73 号

最終改正：令和 5 年 3 月 22 日 農林水産省令第 15 号

（基準に適合していることについての検査を要する植物等）

第五条の二 法第六条〔輸入の制限〕第二項の農林水産省令で定める地域、植物又は検疫指定物品及び基準は、別表一の二のとおりとする。

2 前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行う必要があるものについては、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。

（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）

第九条 法第七条〔輸入の禁止〕第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

- 一 別表二に掲げる地域及び植物
- 二 別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）
- 三 別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）

（農林水産省令で定める種苗）

第十四条 法第八条〔輸入植物等の検査〕第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部

（移動制限地域及び移動制限植物等）

第三十五条の二 法第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおり定める。

（移動検査及び検査確認の表示）

第三十五条の四 法第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項の検査（以下この条において「移動検査」という。）は、次の各号に掲げるものについて行う。

- 一 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装
- 二 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品

2 移動検査は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。

一 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。

二 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めるとき。

3 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで（前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで）に植物防疫官に検査申請書（第二十二号の四様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書（第二十二号の五様式）若しくは検査合格証票（第二十二号の六様式）を添付し、又は検査合格証印（第二十二号の七様式）を押印し、若しくは検査合格証紙（第二十二号の八様式）を貼り付けてするものとする。

（消毒の確認及び確認の表示）

第三十五条の五 法第十六条の二〔植物等の移動の制限〕第一項の消毒の確認（以下この条において「消毒の確認」という。）は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。

3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行う二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書（第二十二号の九様式）を提出しなければならない。

4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

6 法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書（第二十二号の十様式）若しくは消毒確認証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）を貼り付けてするものとする。

（移動禁止地域及び移動禁止植物等）

第三十五条の七 法第十六条の三〔植物等の移動の禁止〕第一項の農林水産省令で定める地域内にある植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表七のとおり定める。

(2) 植物防疫法に基づく輸入規制

ア 植物防疫法施行規則 別表一の二 (第5条の2関係 (植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 令和4年9月30日農林水産省令第55号

(ア) かんしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
八 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、ケニア、コートジボワール、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ	あきになれ、あさ、アセロラ、あぶらつばき、アラビアコーヒー、アングロニア・アングスティフォリア、エラエオカルプス・デキビエンス、エンテロロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウィミナリス、キャッサバ、きゅうり、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、しまほおずき、しょうが、しょうじょうそう、しょうじょうぼく、じょうやうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノクレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、だいず、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、パオババ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフォリア、ペボかぼちや、みばしょう、モルス・セルティディオリア、ユフォルビア・プニケア、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果Meloiodogyne enterolobiiに侵されていないこと。

(イ) ばれいしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
三 トルコ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ	エリカ・キネレア、きくごぼう、キミキフガ・ラケモサ、てんさい、どいつあやめ、トマト、にんじん、ばれいしょ、ポテンティラ・フルティコサ、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステウム、かえで属植物及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果Meloiodogyne chitwoodii (コロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないこと。
五 英国、オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスバラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、ゆきげゆり、ようしゅとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、リーキ、ロニケラ・クシロステウム及びこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果Meloiodogyne fallax (ニセコロンビアネコブセンチュウ) に侵されていないこと。
六 インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	アトリプレクス・コンフェルティフォリア、いんげんまめ、オープンティア・トルティスビナ、オープンティア・フラギリス、おらんだふうろ、きゅうり、サルソラ・カリ、しろざ、すべりひゆ、だいこん、てんにんぎく、とうがらし、トマト、はまびし、ばらもんじん、ばれいしょ、ペボかぼちや、ほうきぎ、ほうれんそう、マミラリア・ビビバラ、あぶらな属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果Nacobbus aberrans (ニセネコブセンチュウ) に侵されていないこと。
七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリーズ、ペルー、マルティニーク、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、バプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー	アボカド、うこん、エビプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスベルマ・シャミッソーニス、クプレッス・マクロカルバ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしょ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい (さやのない種子を除く。)、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒノキ属植物、こしょう属植物、ばしょう属植物、フィロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物、ふだんそう属植物及びほうらいしよ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンズリウム属植物の生植物 (種子及び果実を除く。) であつて栽培の用に供するもの	輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた検査の結果Radopholus similis (バナナネモグリセンチュウ) に侵されていないこと。

イ 植物防疫法施行規則 別表二（第9条関係（植物防疫法第7条関係））
輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物
最終改正 令和2年11月2日農林水産省令第75号

（ア）かんしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
六 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、チャゴス諸島、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ペリズ、メキシコ、オーストラリア、オーストラリア領クリスマス島、ココス諸島、バプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	<i>Cylas formicarius</i> （アリモドキゾウムシ）
七 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ノーフォーク島、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	<i>Euscepes postfasciatus</i> （イモゾウムシ）
十三 アメリカ合衆国、ハワイ諸島	アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスダ、オクラ、きだちとうがらし、こしょう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テラダまつ、とうがらし、とうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペボカぼちや、メロン、らつかせい（さやのない種子を除く。）、リーキ、れいし、アンズリュウム属植物（付表第四十九に掲げるものを除く。）、ばしろう属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部	<i>Radopholus citrophilus</i> （カンキツネモグリセンチュウ）

（イ）ばれいしょ関係抜粋

地域	植物	検疫有害植物
八 インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州（アルバニア、キプロス、ギリシャ及びラトビアを除く。）、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	<i>Synchytrium endobioticum</i> （ジャガイモがんしゅ病菌）
十 インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、ウガンダ、エジプト、カナリア諸島、ケニア、南アフリカ共和国、ルワンダ、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ペリズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あかざ属植物及びなす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等の地下部	<i>Globodera rostochiensis</i> （ジャガイモシストセンチュウ）
十一 インド、パキスタン、トルコ、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、ケニア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物（付表第四十六に掲げるものを除く。）の生塊茎等地下部	<i>Globodera pallida</i> （ジャガイモシロシストセンチュウ）

(3) 輸入検疫について

ア 輸入植物等の検査（隔離検疫）について（植物防疫法第8条関係）

輸入植物検疫は、原則として輸入時に輸入された港や空港、郵便局において目視で検査をし、必要に応じて植物防疫所の検定室に持ち込んで綿密な検査を行います。

しかしながら、栽培用の種子、苗、穂木、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があり、かつ、これら種苗類は国内のほ場に直接植え付けられ長期間栽培されるため病虫害侵入の危険性が非常に高まります。

このため、特にリスクの高い種苗類（隔離検疫対象植物）については日本への輸入に際して、他の植物類が栽培されているほ場とは隔離されたほ場に一定期間植え付け、栽培期間中に検査を行う隔離検疫が行われます。

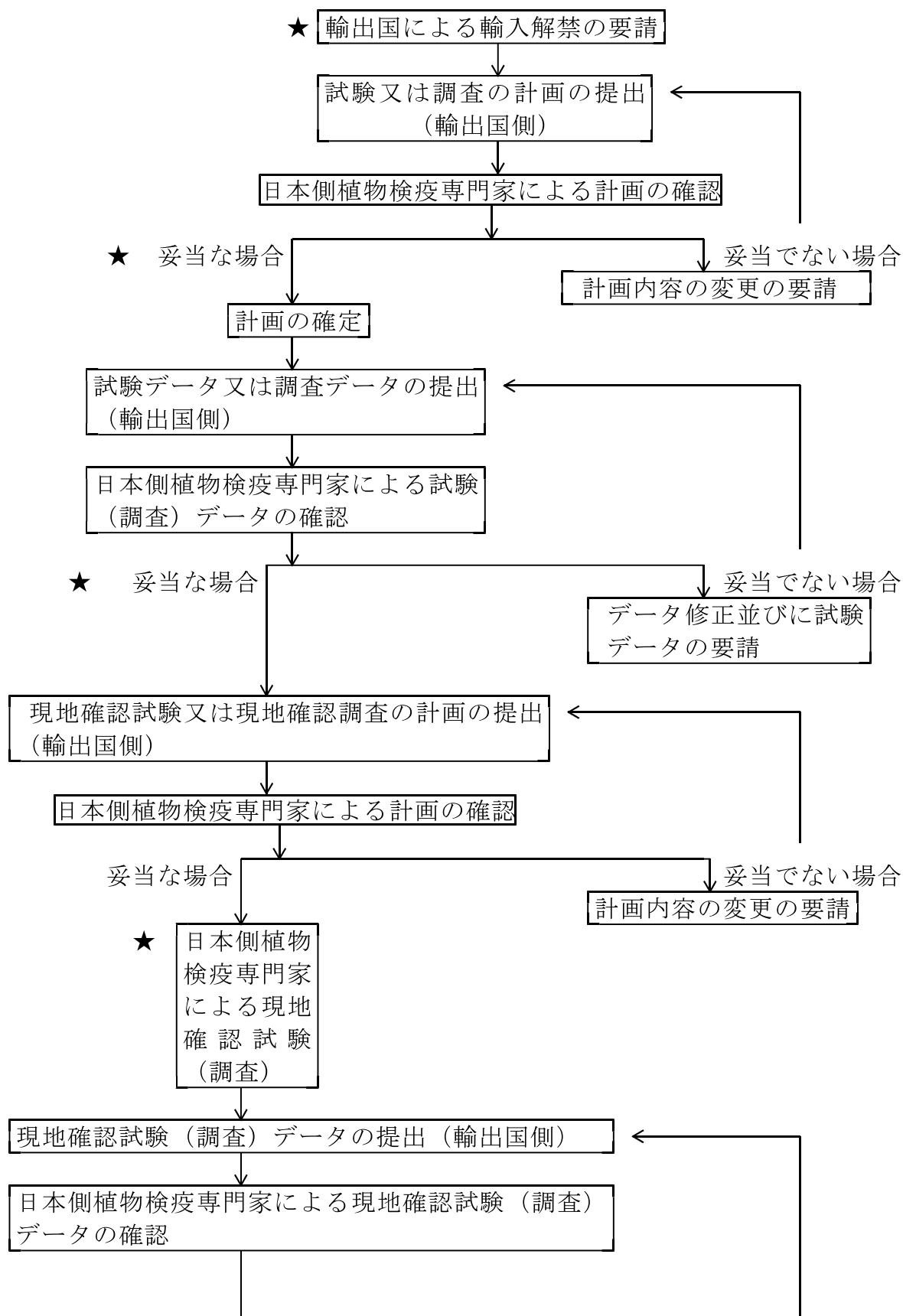
隔離検疫の対象となる植物は具体的に決められています。詳細は輸出入条件詳細情報で検索することができますのでご利用ください。

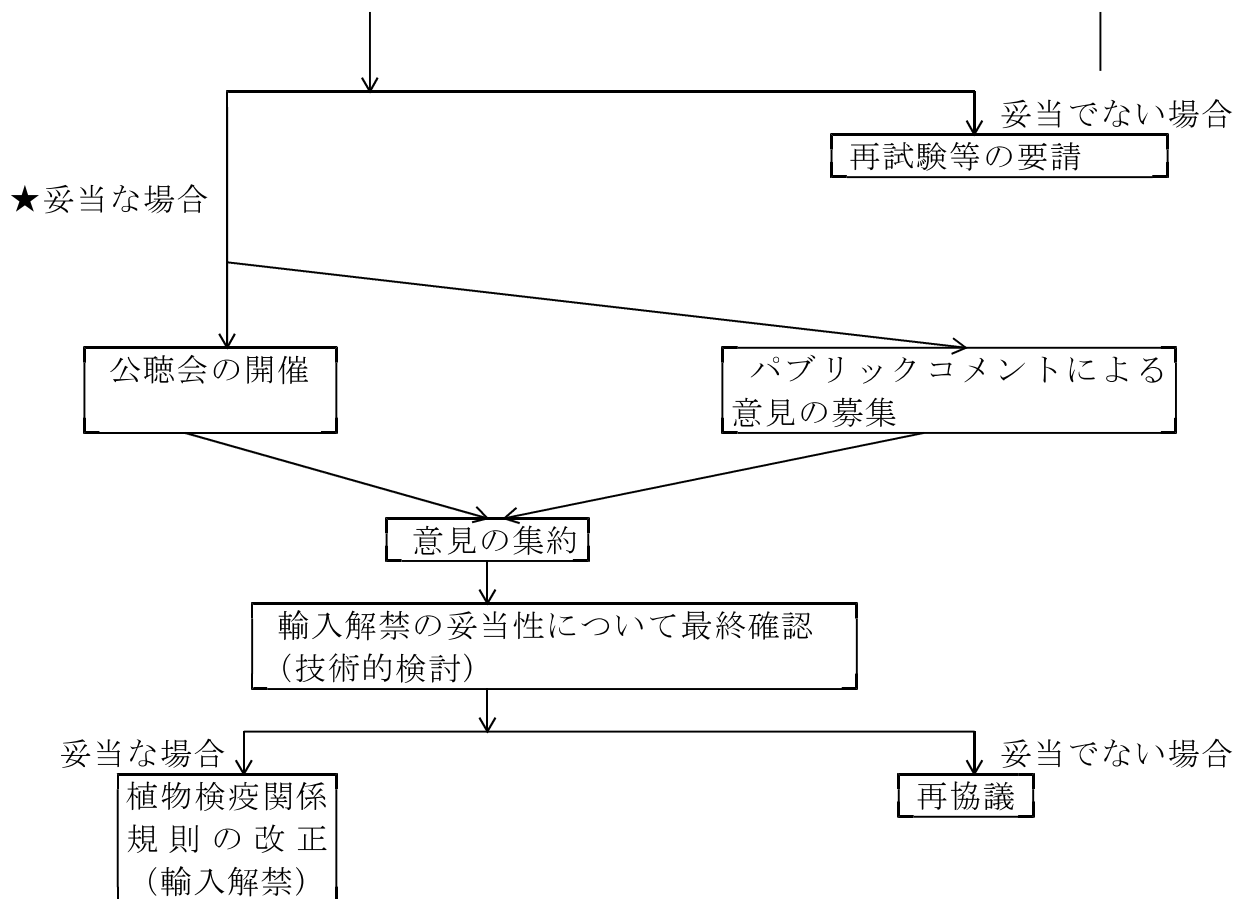
隔離検疫の実施手続き等の詳細につきましては、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

○ 隔離検疫が必要な植物（組織培養体も含む）（抜粋）

- 一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
- 二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根
- 三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木
- 四 さとうきびの生茎葉及び地下部
- 五 パインアップル苗

イ 輸入解禁要請に関する検証の標準的手続きのフローチャート





★：進捗状況を公表する時期
(「通商弘報」に公表)

ウ 輸入解禁要請等の進捗状況 (令和5年4月1日現在)

要請の対象	解禁要請年月	輸出国により輸入解禁要請が行われたもの	試験又は調査の計画が確定したもの	試験データ又は調査データの確認が終了したもの	現地確認試験又は現地確認調査の計画が確定したもの	現地確認試験又は現地確認調査結果の確認が終了したもの	公聴会・パブコメ募集が終了したもの
インド産ばれいしょ生塊茎	2018年2月	●					
オランダ産ばれいしょ生塊茎	1995年5月	●					
カナダ産加工用ばれいしょ生塊茎	2017年11月	●					
ペルー産ばれいしょ生塊茎	2018年5月	●					
ニュージーランド産ばれいしょ生塊茎	2006年7月	●					
アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎	2020年3月	●					

エ 輸入解禁条件の変更要請に関する検証の現状 (令和5年4月1日現在)

変更要請の対象		変更要請年月	変更要請の概要	検討状況
アメリカ合衆国	ポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎	2017年10月	輸入後の全ての国内規制の撤廃	輸入条件の変更要請の内容を我が国で検討中
		2018年9月	全ての加工用途の許可	輸入条件の変更要請の内容を我が国で検討中

(4) イモゾウムシ・アリモドキゾウムシ等発生地域

(ア) 植物防疫法第 16 条の 2（植物等の移動の制限）に係る移動制限地域及び植物 （植物防疫法施行規則別表三抜粋、第 35 条の 2、第 35 の 4 関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
二. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根であって第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。）	サツマイモノメイガ

（植物防疫法施行規則別表四抜粋、第 35 条の 2、第 35 の 5 関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
三. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキゾウムシ
五. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ

注：北緯 28 度 40 分以南は奄美大島以南に相当

北緯 30 度以南はトカラ列島以南に相当

(イ) 移動制限地域内の移動制限植物について消毒したと認める基準
(植物防疫法施行規則別表 5 抜粋、第 35 条の 6 関係)

植物	消毒の方法			備 考
	方 法	消毒基準温度	消毒時間	
さつまいもの生塊根	蒸熱処理	47～48度	3 時間10分	8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度95パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を 4 時間で31度から41度まで一定の上昇率で上げてから行う。 9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。

(ウ) 植物防疫法第 16 条の 3 (植物等の移動の禁止) に係る移動禁止地域及び植物
(植物防疫法施行規則別表六抜粋、第 35 条の 7 関係)

地 域	植 物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物)
二. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)、小笠原諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根を除く。)	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島 (沖縄県島尻郡久米島町) 及びオーハ島を除く。)、小笠原諸島	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根を除く。)	アリモドキゾウムシ

（５）ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

沿革

平成 28 年 9 月 23 日 農林水産省令第六十一号

平成 29 年 10 月 4 日 農林水産省令第六十号

令和 2 年 2 月 28 日 農林水産省令第十号

令和 2 年 5 月 13 日 農林水産省令第三十六号

令和 2 年 9 月 16 日 農林水産省令第六十二号

令和 2 年 12 月 21 日 農林水産省令第八十三号

令和 3 年 4 月 2 日 農林水産省令第二十七号

令和 5 年 5 月 8 日 農林水産省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この省令は、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、植物防疫法第十七条第二項第一号に基づき農林水産大臣が告示する区域とする。

（作付けの禁止）

第三条 防除区域においては、なす科植物（ソラヌム・シシンブリーフォリウム及びソラヌム・ペルビアヌム並びにジャガイモシロシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培されるトマトを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウが存在していると認めたほ場以外の場所においてなす科植物の作付けをする場合
- 二 試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けてなす科植物の作付けをする場合

（作付けの許可）

第四条 前条第二号の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該なす科植物の栽培の方法その他の事項につき必要な条件を付して作付けを許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第二号による許可証明書を交付するものとする。

3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、当該許可に係るほ場の見やすい場所に、別記様式第三号による表示を行わなければならない。

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

- 一 防除区域内で生産されたナス科植物の生塊茎等の地下部
 - 二 防除区域内で生産されたナス科植物以外の植物の地下部のうち土の付着したもの
 - 三 防除区域以外の地域で生産された植物の地下部であって、防除区域内で生産された植物の地下部のうち土の付着したものと混在したもの
 - 四 前三号に掲げるものの容器包装
- 2 前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の二日前までに植物防疫官に別記様式第四号による検査申請書を提出しなければならない。
- 3 植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。
- 4 第一項の検査の結果、当該移動制限植物等についてジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認めたときは、植物防疫官は、第二項の規定により検査を申請した者に対し、別記様式第五号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

- 第六条 前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第六号による申請書を提出しなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該移動制限植物等の移動の方法及び移動後の管理の方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第七号による許可証明書を交付するものとする。
- 3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る移動制限植物等に添付して移動させなければならない。

（廃棄の措置）

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付

着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が都道府県知事又は市町村長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は当該都道府県知事若しくは市町村長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年十月二十三日から施行する。

（この省令の失効）

第二条 この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成二十九年十月四日農林水産省令第六十号）

この省令は、平成二十九年十一月三日から施行する。

附 則（令和二年二月二十八日農林水産省令第十号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年五月十三日農林水産省令第三十六号）

この省令は、令和二年六月十二日から施行する。

附 則（令和二年九月十六日農林水産省令第六十二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十一日農林水産省令第八十三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年四月二日農林水産省令第二十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）

北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、藻琴及び山里

北海道斜里郡清里町神威

北海道斜里郡斜里町以久科北、川上、豊倉、中斜里、美咲、三井及び来運